

20220128【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 97：一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ、「グリーン」、「イエロー」及び「レッド」の分類による検疫規則の一時停止と新たな検疫規則の運用、並びにビザ免除国からの完全にワクチンを接種した渡航者の受入再開について）（1月27日発表）

【ポイント】

1月27日、フィリピン政府は、IATF 決議第 159 号を発出し、一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ、「グリーン」、「イエロー」及び「レッド」の分類による検疫規則の一時停止と新たな検疫規則の運用並びに日本を含むビザ免除国から完全にワクチンを接種した渡航者の受入再開について、それぞれ発表を行いました。

【本文】

1月27日、フィリピン政府は、IATF 決議第 159 号を発出し、一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ、「グリーン」、「イエロー」及び「レッド」の分類による検疫規則の一時停止と新たな検疫規則の運用並びにビザ免除国からの完全にワクチンを接種した渡航者の受入再開について、それぞれ発表を行いました。

1 1月28日から2月15日までの間におけるパラワンほか4地域又は都市の警戒レベルの変更を発表しました。なお、ビザヤ地域においては変更された地域・都市はありません。詳細に関しては、以下の発表をご確認ください。

2 2月1日以降、これまで「グリーン」、「イエロー」及び「レッド」として各国・地域の感染リスクに応じて分類された国/地域に対する検疫規則を一時的に停止し、出発国に関係なく、次のとおり運用されることとなりました。

（1）完全にワクチン接種した渡航者

ア 次のいずれかのワクチン接種証明書を所持している必要がある

（ア）世界保健機関発行のワクチン予防・接種国際証明書

（イ）VaxCertPH

（ウ）相互の取り決めのもとで VaxCertPH を受け入れた外国政府発行のデジタル証明書又は、別途二国間で承認された証明書

イ 出発国を出発する前の48時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書を提出する。

ウ 到着後、指定の施設における隔離は必要としないが、到着日を初日として7日間のセルフ・モニタリング（自己の健康状況及び症状をモニターし管理すること）を実施し、もし、何らかの兆候・症状が発症した場合には滞在地の自治体に報告する。

（2）ワクチン接種を受けていない、部分的にワクチン接種を受けた、またはワクチン接種状況の有効性、信憑性が検証・確認できない渡航者

- ア 出発国を出発する前の 48 時間以内に受けた PCR 検査の陰性証明書を提出する。
 - イ 到着日から 5 日目に行われる PCR 検査の陰性結果を受けるまで検疫所指定の施設における検疫隔離を受ける必要がある。
 - ウ 5 日目の PCR 検査で陰性であればその後、到着日を初日として、14 日目まで自宅検疫隔離をすることが求められる。
- (3) ワクチン接種を受けられない 12 歳未満の子供については、同行する両親または保護者の検査・検疫規則に従う
- (4) 2022 年 2 月 1 日現在、それ以前の条件の下に検疫を受けている者については、本規定による検疫等の適用を受けることができる。

3 2 月 10 日以降、完全にワクチンを接種したビザ免除対象国・地域からの渡航者について、以下を条件として、フィリピンへの入国が許可されます。日本も対象国・地域に含まれます。

- (1) パスポートの有効期限が滞在日数に加え 6 ヶ月以上であり、有効な往復航空券または、第三国へ出国する航空券を所持していること
 - (2) 次のいずれかのワクチン接種証明書を所持していること
 - ア 世界保健機関発行のワクチン予防・接種国際証明書又は、別途二国間で承認された証明書
 - イ VaxCertPH
 - ウ 相互の取り決めのもとで VaxCertPH を受け入れた外国政府発行のデジタル証明書
- (3) 18 歳未満の子供は出発国からの搭乗に際し、ワクチン接種証明書あるいは、ワクチン接種状況を照明する証明書の所持が免除される。
- (4) フィリピン到着時の PCR 検査及び検疫措置については上記 2 の規則に従う。
- (5) 大統領令第 408 号に基づくビザ免除が対象となる国・地域は以下のとおり。

<https://dfa.gov.ph/list-of-countries-for-21-day-visa>

上記措置の詳細については以下をご確認ください。

一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ、「グリーン」、「イエロー」及び「レッド」の分類による検疫規則の一時停止と新たな入国検疫規則の運用並びにビザ免除国からの完全にワクチンを接種した渡航者の受入再開について（1 月 27 日付 I A T F 決議 159 号）

<https://iatf.doh.gov.ph/wp-content/uploads/2022/01/20220127-RESO-159-RRD.pdf>

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

.....

この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ（本登録）」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor、 2Quad Building、 Cardinal Rosales Avenue、 Cebu Business Park、
Cebu City、 Philippines

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html